

## 第4回伊佐市新庁舎建設検討委員会議事要旨

- 開催日時 平成30年7月23日 10時00分～12時00分
- 開催場所 伊佐市役所大口庁舎 大会議室
- 出席委員 小山委員、丸田委員、中村委員、村田委員、池畑委員、轟木委員、田代委員、曾山委員、岡本委員、左近充委員、沖田委員
- 欠席委員 長野委員
- 事務局 財政課 富満課長、財産管理活用係 釜場係長、向園、遠矢

### === 会次第 ===

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事
  - (1) 伊佐市新庁舎建設基本構想（素案）答申案について
  - (2) 新庁舎建設候補地の検討について
- 4 その他
- 5 閉会

### === 議事 ===

- (1) 伊佐市新庁舎建設基本構想（素案）答申案について

#### 【事務局】

答申案について説明

#### 【委員長】

「新庁舎に導入する機能とその考え方」について、位置付けが違うのではないかと議論された箇所について、事務局と相談のうえ修正したところ。考え方としては、前回の答申案にあった「付帯設備機能」と「省エネルギー機能」は、庁舎建設に限らず、公共施設全般に求められる機能であり、その2つを取り出して「(1) 公共施設として求められる基本的な機能」とした。前回「環境配慮機能」とあったものは、「環境共生機能」の方が適切だと判断した。このことにより、「行政機能」と「議会機能」が明快になった。前回「行政機能」に「市民サービス機能」とあったものは、「市民窓口機能」とした。

#### 【委員】

さつま町、湧水町、霧島市、出水市は支所方式。出水市は、旧高尾野、野田に支所をつくるそうだ。菱刈庁舎の窓口の件で、住民サービスの低下を招かないように、住民窓口や農政課などを支所ではなく分室として残すということを構想に謳わなければ、住民の理解は得られないと思うがいかがか。

#### 【委員】

「本庁方式のイメージ」に菱刈庁舎の取扱いが記載されていない。本庁方式であっても、何らかの形で菱刈庁舎にサービスを残すということを記載した方がいいのではないか。

#### 【委員長】

新庁舎をどこに建設するにしても、大口庁舎と菱刈庁舎の扱いがどうなるのかということ載せるということか。

**【委員】**

利便性を考えて菱刈庁舎に窓口を残した場合、菱刈庁舎の耐用年数はあまり残っていない。今後もずっと窓口機能を残すのか、耐用年数を迎えたなら本庁に集約するのか。耐用年数を迎えたときを見越した方がいいのではないか。

**【委員】**

市は、既存施設の取扱い構想をもっているのか。例えば、菱刈庁舎をどうするのかといった計画はないのか。

**【事務局】**

庁舎以外の既存施設の利用方針は、新庁舎をどこに建設するかが決まってから検討したいと考えている。建設場所が決定しないうちに、基本構想に跡地利用について謳うということは、そこには建設しないということを行っていることになるので、跡地利用の記載は難しいと考える。

**【委員】**

今後検討してもらえるのならそれでいい。

**【委員長】**

庁舎建設とサービスは切り離して考えることが大事。施設の老朽化をどうするのかという話と、行政としてやらなければならないことは切り分けることができることから、建設地がどこであろうとも、行政サービスの低下は招かないように配慮するという文言を盛り込むことはあり得ると考える。

**【委員】**

「(3) 来庁舎の利便性」のなかに盛り込んだらどうか。

**【委員】**

庁舎が分散しているから利便性が悪いということと、窓口機能は分散した方がいいということ。矛盾していることを書くとなお分かりにくくなる。

**【委員】**

建設候補地が決まってから考えればいいこと。菱刈地区に新庁舎ができれば、このような議論は出てこない。基本構想に盛り込むのは難しい。そのあとの話。旧大口市では、コミュニティ協議会で住民票等の受付を行い、午後から持ってくるなどの対応をした。伊佐市の合併時には、菱刈庁舎に市民課機能が残ったので、このような話が出なかったが、今後新庁舎ができればこのような話も出てくるかもしれない。

**【事務局】**

答申案をまとめていただく前提として、新庁舎を建設すること、本庁方式とすることが妥当かどうかをご確認いただいた。基本構想は、どのような庁舎をつくるのかという基本的なことを市民にお示しするもの。答申を受けて市で基本構想（案）を決定し、そ

の後市民へのパブリックコメント等を行い、最終的に市で基本構想を策定する。建設地が決定し、地域によって市民サービスや利便性の低下を招く懸念があるとのことご意見等があれば、基本計画などに盛り込んでいけるのだろうと思う。庁舎以外の既存の公共施設の活用についても今後考えていく。

**【委員】**

市民から残った庁舎はどうなるのかという声が聞こえたので、旧庁舎の扱いについて、ひと言触れておけば納得されると思って意見を述べたまで。私は納得している。

**【委員長】**

今後、パブリックコメントで市民の意見を聴く機会がある。既存の庁舎の取扱いや行政サービスはどうなるのかなどの意見に対して考え方などを回答していく機会があるということ。

**【委員】**

しかし、これまで出されてきたこの意見は反映されていない。既存庁舎の扱いや行政サービスはどうなっていくのかということは入れておいた方がいい。委員会で話した内容が見えない。

**【委員】**

基本構想の「本庁方式のイメージ」に、既存施設の活用も検討することを入れたらどうか。

**【委員】**

「(6) 機能集約の必要性」に、文章で入れたらどうか。

**【委員】**

利便性の確保を検討するなど、行政サービスの低下は招かないということだけを述べた方がよいのではないか。

**【委員】**

せっかくあるのだから、既存施設のことは入れた方がいい。

**【委員】**

バス路線の誘致も考えなければならない。新庁舎を建設するのに既存施設を活用するのは、機能が分散されると考える。

**【事務局】**

基本構想に盛り込まず、答申の付帯意見としていただく手法もある。答申とともに、付帯意見も市民にお示しできる。

**【委員】**

それであれば、既存施設の件を盛り込んでもいいと思う。

(「その方がいい」との意見が多数あり。)

➡ 付帯意見として、「ただし、本庁舎の建設地によっては、市民サービスの利便性を確保するため、既存施設の活用も検討すること」との意見を付することとする。

**【委員長】**

候補地選定の留意点における「商店街の振興」という文言について、庁舎建設が地域にどう波及するかということだが、商業以外の産業もある。商店街だけというのは直接過ぎるので、地域のにぎわいといったように、少し広く表現した方がいいのではないかということをご提案したい。

**【委員】**

いまのままの表現では、商店街が優先であるように感じる。

**【委員】**

「2計画地の検討」の「(4) 地域への波及効果が期待できること」の「①来庁者にとって庁舎周辺での利便性が高いこと（病院、商店、飲食店、金融機関等）」と重複している気がする。

**【委員】**

重複していると考えるので、広げた表現でいい。

➡ 「商店街の振興、まちづくりに配慮すること」は「地域のにぎわいへのつながりを期待できること」に改めることとする。

**【委員長】**

基本構想（素案）答申案の決議に入るが、答申案を委員会の答申として決議することにご異議ないか。

**【全委員】**

異議なし

**【委員長】**

この答申案を、委員会の答申として決定する。

**【事務局】**

後日、委員長から市長へ答申をいただくことになる。答申と付帯意見を踏まえ、市において、基本構想（案）を最終決定し、市民への意見募集（パブリックコメント）を経て、基本構想を確定し、公表という流れになっていく。

(2) 新庁舎建設候補地の検討について

**【事務局】**

今後、市として策定する基本構想を基に建設地を決定していくわけだが、答申いただく基本構想（素案）の内容は、概ね市がお示しした草稿の内容と相違なかったもので、答申いただく基本構想（素案）を基に、候補地の選定を行っていただきたいと考えている。基本構想に示す庁舎を建設するならばどこがよいのか。基本構想にある「2計画地の検

討」をベースにしてご判断いただきたい。

**【事務局】**

検討地について説明

**【事務局】**

あまり多くの情報がない、フラットな状態で検討を始めていただきたいため、それぞれの検討地については、あえて、詳しい説明を省かせていただいた。これから、選定方法についてもご協議いただきたいと考えているが、審議の過程において、委員会からの説明の求めやご要望のとおりに対応させていただくので、まずは、ご協議をお願いしたい。また、候補地の数についても、審議をある程度進めていただかなければ、見当が付かないと思う。最初から「1つに絞ってほしい」とか「3つに絞ってほしい」ということでもないので、ご自由な議論をお願いしたい。検討地の見学や評価方法の例示なども含め、委員会からのご要望のとおりに対応させていただく。

**【委員長】**

基本構想にある「2計画地の検討」をベースに、今後どのように決めていくのか、どのように絞っていくのか、いくつに絞るのかということを議論していくことになる。

**【委員】**

大口庁舎の場所には建設できないと聞いていた。私有地はどれくらいの広さがあれば建つのか。

**【事務局】**

私有地は駐車場なども含んでおり、どのような建物を、どれくらいの階層のものをつくるかによっても、私有地が必要かどうかは変わる。つくる建物を決めて検討したわけではなく、基本構想に沿う建物をつくるならどの場所がいいかという視点で検討したイメージ。制限や規制をクリアしてでもつくるかどうかは、その後で議論していく。

**【委員】**

市としては私有地の購入は検討していないと聞いていたが。

**【事務局】**

多くを排除せず、広く議論いただくためお示ししたところ。

**【委員長】**

今回は敢えて情報を少なくして提示してもらった。今後進めていくなかで、全体で情報を共有して判断していくのか、あるいは情報がないなかで判断したい委員もいるかもしれない。

**【委員】**

それぞれの検討地に基本構想にある計画地の検討の留意点を入れ込んだ資料を作成してほしい。

**【委員】**

現場を見ることが第一だと考える。評価を除いた客観的なデータをもらって、検討を開始したらいい。

**【委員長】**

次回は、計画地検討の留意点を確認できる資料を持って現地視察を行うこととし、引き続き継続審議とする。

===閉会===